

日本司法支援センターの役職員の報酬・給与等について（令和6年度）

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当センターの主要事業は総合法律支援に関する事業である。

役員報酬水準を検討するに当たっては、以下の法人等を参考とした。

ア 日本学生支援機構

当該法人は、学生支援事業を実施している。

公表資料によれば、令和5年度の当該法人の長の年間報酬は18,266千円であり、公表対象年度の役員給与規程に記載された本俸額等を勘案すると、18,237千円と推定される。

上記と同様の考え方により、理事については、16,268千円、非常勤役員（監事）については、1,440千円と推定される。

イ 預金保険機構

当該法人は金融支援業務等を行っており、かつ、法曹資格者が在籍する法人である。

公表資料によれば、令和5年度の当該法人の長の年間報酬は22,455千円であり、公表対象年度の役員給与規程に記載された本俸額等を勘案すると、22,350千円と推定される。

上記と同様の考え方により、理事については16,749千円、非常勤役員（監事）については、1,848千円と推定される。

ウ 事務次官（指定職8号俸）年間報酬額

令和6年度 23,853千円（内閣官房内閣人事局作成の「国家公務員の給与（令和7年版）」による）

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

常勤役員の勤勉手当については、法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、増額又は減額することができるとされている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末勤勉手当から構成されている。

月額については、役員報酬規程にのっとり、本給（914,900円）に地域手当（182,980円）を加算して算出している。

期末手当については、役員報酬規程にのっとり、期末手当基準額（俸給月額＋地域手当＋（俸給月額×100分の25）＋（俸給月額＋地域手当）×100分の20）に、理事長が国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当についても、前記と同様に、勤勉手当基準額（俸給月額＋地域手当＋（俸給月額×100分の25）＋（俸給月額＋地域手当）×100分の20）に、日本司法支援センター評価委員会がセンターに対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和6年度は、国家公務員の給与勧告に準拠し、俸給月額を904,800円から914,900円に引上げを行った（令和6年4月1日から改定額を適用）。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末勤勉手当から構成されている。
 月額については、役員報酬規程にのっとり、本給814,900円に地域手当162,980円、通勤手当を加算して算出している。
 期末勤勉手当については、法人の長と同様の基準により算出している。
 なお、令和6年度は、国家公務員の給与勧告に準拠し、俸給月額を805,900円から814,900円に引上げを行った（令和6年4月1日から改定額を適用）。

理事（非常勤）

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されており、日額31,200円に当該月の勤務日数を乗じて算出している。
 なお、令和6年度は、国家公務員の給与勧告に準拠し、日額を30,800円から31,200円に引上げを行った（令和6年4月1日から改定額を適用）。

監事（非常勤）

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されており、日額31,200円に当該月の勤務日数を乗じて算出している。
 なお、令和6年度は、国家公務員の給与勧告に準拠し、日額を30,800円から31,200円に引上げを行った（令和6年4月1日から改定額を適用）。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任	
法人の長	千円 18,299	千円 10,979	千円 5,124	千円 2,196（地域手当） 0（通勤手当）			※
A理事	千円 16,276	千円 9,779	千円 4,352	千円 1,956（地域手当） 189（通勤手当）			*
B理事 （非常勤）	千円 1,622	千円 1,622	千円	千円 （ ）			
C理事 （非常勤）	千円 780	千円 780	千円	千円 （ ）			
D理事 （非常勤）	千円 1,435	千円 1,435	千円	千円 （ ）			*
A監事 （非常勤）	千円 874	千円 874	千円	千円 （ ）			*
B監事 （非常勤）	千円 936	千円 936	千円	千円 （ ）			

注1：「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当センターは、総合法律支援法に基づき、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すことを基本理念として設立され、弁護士や司法書士等の隣接法律専門職者に関する情報提供業務、資力の乏しい方に対する民事に関する弁護士費用の立替え、無料法律相談等の援助業務、国選弁護人候補者の裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬支払業務、犯罪被害者への支援業務、司法過疎地域へ常勤弁護士を配置し法的サービスを提供する業務等、国民と司法の架け橋となる業務を行っている。

当センターが実施する各業務は、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しているところであり、極めて公共性が高く、その業務運営は常に国民等の立場から取り組み、国民等に親しまれ、頼りにされる存在となるように取り組むことが求められている。

当センターの長には、このような期待に応え、業務運営を担える学識経験が豊かで、国民的視野から当センターの業務運営に携わることができる人材を登用する必要がある。

その上で、参考とした他の支援業務を実施している法人の長の報酬と比較しても、同等又はそれ以下であることから、当センターの長の報酬水準は妥当なものと認められる。

理事

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

理事（非常勤）

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

監事（非常勤）

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

【主務大臣の検証結果】

日本司法支援センターの主要事業は総合法律支援に関する事業であり、その職務内容の特性に鑑みれば、I-1-①で示す類似事業を行う機関を参考に設定するという役員報酬水準の設定の考え方は妥当である。

なお、理事長の報酬は、参考とした他の法人の長の報酬と比較して、同等又は低水準に抑えられている。

また、法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会の行う業績評価を勘案した増額又は減額ができることとされており、業績が適正に反映されていることから妥当な報酬水準であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況（令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 該当者なし	年	月			
理事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事C (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事A (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B (非常勤)	該当者なし
理事C (非常勤)	該当者なし
理事D (非常勤)	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

常勤役員の勤勉手当については、法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、増額又は減額することができるとされている（今後も継続する。）。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当センターの職員給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」（以下「一般職給与法」という。）に準拠していることから、給与水準を検討するに当たって、国家公務員の平均給与額を参考にした。

国家公務員のうち、令和6年度期首における行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の平均給与額は405,378円である。

なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考に決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

職員の勤務成績に応じた人事評価の結果を、昇格・昇給及び勤勉手当の額に反映させている。

③ 給与制度の内容

職員の給与は、当センター職員給与規程にのっとり、俸給及び諸手当（扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当）としている。

期末手当については、期末手当基準額（俸給＋扶養手当＋（俸給と扶養手当に対する）地域手当＋（俸給と扶養手当に対する）広域異動手当＋級・職位に応じた加算額）に、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額（俸給＋（俸給に対する）地域手当＋（俸給に対する）広域異動手当＋級・職位に応じた加算額）に、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

一般職給与法が適用される国家公務員の給与改定を踏まえ、当該改定に準じて、当センターにおいても令和6年4月1日から、次の改定を反映した。

ア 俸給表のベースアップ（平均3%引上げ、国家公務員の給与勧告に準拠）

イ 期末手当及び勤勉手当の支給率を、0.1か月分引上げ（国家公務員の給与勧告に準拠）

ウ 寒冷地手当の月額を、11.3%引上げ（国家公務員の給与勧告に準拠）

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 494	歳 42.9	千円 6,364	千円 4,644	千円 133	千円 1,720
事務・技術	人 491	歳 42.9	千円 6,305	千円 4,602	千円 133	千円 1,703
有資格（法曹）職員	人 3	歳 44.5	千円 16,101	千円 11,561	千円 123	千円 4,540

任期付職員	人 234	歳 45.2	千円 7,322	千円 5,215	千円 89	千円 2,107
事務・技術	人 78	歳 49.2	千円 4,332	千円 3,206	千円 89	千円 1,126
有資格（法曹）職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員弁護士	人 156	歳 43.2	千円 8,816	千円 6,218	千円 89	千円 2,598

再雇用職員	人 5	歳 63.1	千円 3,486	千円 2,916	千円 120	千円 570
事務・技術	人 5	歳 63.1	千円 3,486	千円 2,916	千円 120	千円 570

非常勤職員	人 108	歳 52.7	千円 2,847	千円 2,485	千円 103	千円 362
事務・技術	人 108	歳 52.7	千円 2,847	千円 2,485	千円 103	千円 362

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

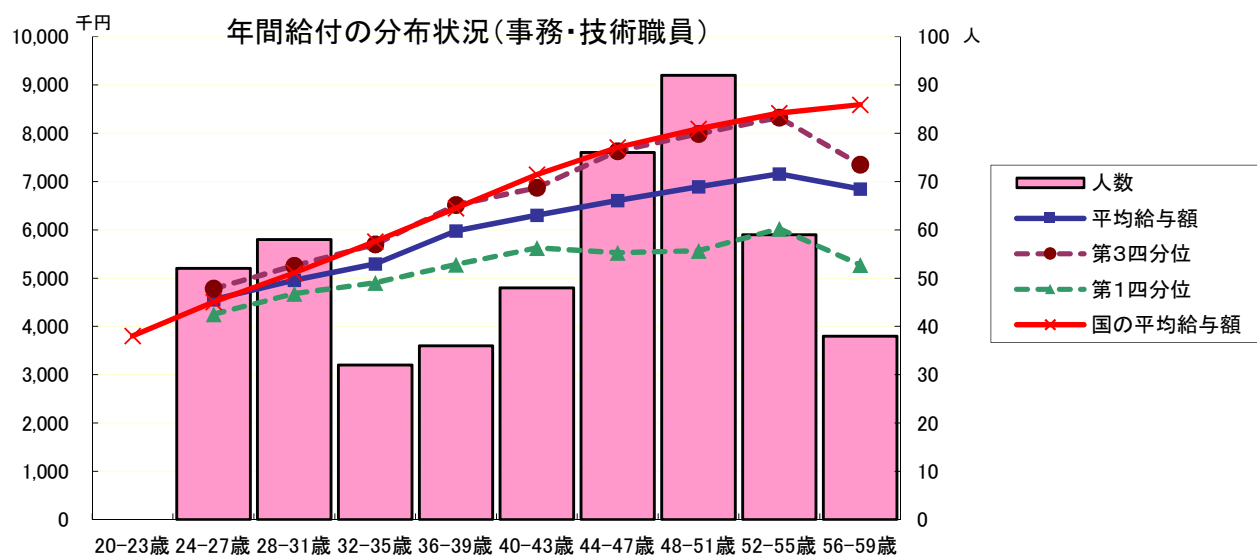
注2：「年間給与額」は、時間外手当を除いた給与の額を記載している。

注3：任期付職員のうち有資格（法曹）職員については、該当者が2人のため、区分以外は記載せず、任期付職員全体の数値からも除外している。

注4：「在外職員」は、該当者がいない区分となるため、記載を省略する。

注5：各区分中の研究職種、医療職種（病院医師）、医療職種（病院看護師）及び教育職種（高等専門学校教員）は、該当者がいないため、記載を省略する。

② 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員）
〔任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員）

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
・ 本部課長	6	51.2	10,060	10,616 ～ 9,209
・ 本部係員	48	36.3	5,334	6,526 ～ 4,480

④ 賞与（令和6年度）における査定部分の比率（事務・技術職員）

区 分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末手当相当）	%	%	%
		51.0	51.8	51.4
	査定支給分（勤勉手当相当）（平均）	%	%	%
		49.0	48.2	48.6
一般職員	最高～最低	%	%	%
		60.3 ～ 36.4	58.7 ～ 33.7	59.5 ～ 38.4
	一律支給分（期末手当相当）	%	%	%
		53.6	53.7	53.7
一般職員	査定支給分（勤勉手当相当）（平均）	%	%	%
		46.4	46.3	46.3
	最高～最低	%	%	%
		55.5 ～ 33.2	50.9 ～ 35.4	53.3 ～ 40.2

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項 目	内 容
対国家公務員 指数の状況	・ 年齢勘案 88.0 ・ 年齢・地域勘案 88.7 ・ 年齢・学歴勘案 86.1 ・ 年齢・地域・学歴勘案 87.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 76%】 (国からの財政支出額 358億円、支出予算の総額 469億円：令和6年度予算) 【累積欠損額 0円（令和5年度決算）】 【管理職の割合 14%（常勤職員数491名中69名）】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 18.3%】 ※小数点第2位を四捨五入 (支出総額 46,591,471,536円、給与・報酬等支給総額 8,503,124,667円：令和5年度決算) 【検証結果】 (法人の検証結果) 当センターの給与水準は、国家公務員の給与水準に従い適正に運用し、同水準を上回っておらず、また、人事院勧告を勘案した給与額の調整についても一般職給与法等の改正を踏まえ、適時行っていることから妥当であると考えます。 (主務大臣の検証結果) 日本司法支援センターの給与水準は、国家公務員の給与水準に従って適正に運用されており、同水準を上回っておらず、また、人事院勧告を勘案した給与額の調整についても適時行われていることから妥当であると考えます。
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、引き続き適正な給与水準を維持する。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

○ 22歳（大卒初任給）

月額 220,000円、年間給与 3,625,300円

○ 35歳（本部主任）

月額 354,600円、年間給与 5,917,458円

○ 50歳（本部課長補佐）

月額 470,880円、年間給与 7,945,378円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当（配偶者6,500円、子1人につき10,000円（令和6年度））を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績に応じた人事評価の結果を、昇格・昇給及び勤勉手当の額に反映させている（今後も継続する。）。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,914,640	千円 6,057,770	千円 6,279,673
退職手当支給額 (B)	千円 154,292	千円 174,236	千円 208,780
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,177,950	千円 1,282,229	千円 1,285,298
福利厚生費 (D)	千円 1,227,245	千円 1,296,722	千円 1,238,558
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 8,474,127	千円 8,810,957	千円 9,012,309

注：中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載している。

総人件費について参考となる事項

- ・ 給与、報酬等支給総額の対前年度比は、221,903千円（3.66％）増である。
- ・ 退職手当支給額の対前年度比は、32,544千円（19.83％）増である。
- ・ 国家公務員の退職手当支給水準の引下げに伴う当センターの措置（措置内容等）

国家公務員の退職手当支給水準の引下げに伴い、当センターにおいても、令和２年度までに職員に支給する退職手当額に乘じる調整率を100分の83.7まで引き下げたが、当センターが加入する厚生年金には国家公務員の年金払い退職給付がないことを踏まえ、令和５年度までに段階的に調整率を100分の93.1に変更することとし、令和３年度に100分の86.7、令和４年度に100分の89.7、令和５年度に93.1へ変更した。

- ・ 非常勤役職員等給与の対前年度比は、3,069千円（0.24％）増である。
- ・ 福利厚生費の対前年度比は、58,164千円（4.49％）減である。
- ・ 最広義人件費の対前年度比は、201,352千円（2.29％）増である。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

常勤職員については、令和５年４月１日に定年年齢を60歳から65歳に引き上げた（令和５年度においては、定年年齢引上げの経過措置中であり、定年年齢は61歳である。）。

定年年齢の引上げに伴い、常勤職員については、60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職に降任する制度を設けているほか、常勤職員の基本給について60歳に達した日後の最初の４月１日以後７割水準とすることとした。

Ⅴ その他

特になし。